

発議第 27 号

流山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び流山市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 24 年 11 月 27 日提出

提出者

議会運営委員長 松尾 澄子

提案理由 市議会の会派の構成にかんがみ、議会運営委員会の委員の定数を改正するものである。

流山市議会委員会条例の一部を改正する条例

流山市議会委員会条例（昭和42年流山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「9人」を「8人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成24年11月27日から適用する。